

監第744号

平成31年(2019年)1月16日

熊本県建設産業団体連合会会長 様

熊本県土木部長

解体工事の追加に伴う経過措置終了時において解体工事を行うとび・土工
工事業者の取扱いについて(通知)

このことについて、平成30年12月26日付け国土建第353号で国土交通省土
地・建設産業局建設業課長から別添のとおり通知がありましたので、貴団体所属の皆
様へ周知していただきますようお願いします。

なお、本件につきましては、本年3月に開催する建設業者説明会においても、当方
から説明する予定であることを申し添えます。

問い合わせ先

土木部監理課

建設業班 担当：豎野

Tel : 6019 (県庁内線)

096-333-2485 (直通)